

## 論説

### 在ベトナム中国系住民「明郷」の歴史認識

——ベトナム・ホイアンにおける「明郷」の家譜・族譜の分析から——

グエン ティ タン ハー

#### 1. 問題の所在

本稿は「明郷」というベトナム社会に居住する中国系住民に関する人類学的研究の試みである。具体的には、参照すべき先行研究を批判的に検討した上で、ホイアン在住で「明郷」と自称する人々の家屋に保管されている家譜・族譜の様式と内容などに分析を加える。その結果から、編纂者及びその家系の人々が、その表現形式に、どのように自己とその家系の来歴を反映させているかを明らかにし、その歴史認識を論じることが主目的である。

ベトナム国内の 54 民族は、人口の約 86%を占める多数民族キン(Kinh)族と 53 の少数民族で構成されている。ベトナムの公民は「ベトナム人」という国籍と同時に「民族籍」を有している。「民族籍」とは、多民族国家ベトナムを構成している諸民族のどれに所属しているのかを示すものである[古田 1991: 564]。本稿の研究対象である中国系住民とは、中国からベトナムに移住してきたというルーツを共有し、地政学的に中国の領域として線引きされた複数の地域から離れ、歴史的にベトナムに移住してきた人々とその末裔である。この中国系住民というカテゴリーには、一方で「華人」と称し、ベトナム社会におけるマイノリティ・グループとしての一民族として位置づけられ、「中国系」としての意識を維持している人々とその子孫、他方で「中国系」の意識を失い、又は薄れてベトナム社会に入り込んで土着の道を選んだ人々とその子孫も含まれる。「明郷」というカテゴリーは、後者に該当し、ベトナム政府公認の 53 少数民族の中に入っておらず、ベトナムにおいて多数民族であるキン族として認識され、同民族籍で登録されている。

筆者は 2015 年 4 月～2016 年 3 月の一年間余りホイアン (Hoi An・会安) というベトナム中部に位置する街において「明郷」だと自称している人々に

関するフィールドワークを行った。ホイアンは、ベトナム中部のクアンナム (Quang Nam) 省にある街で、16 世紀から 19 世紀までベトナムと東アジア、東南アジアなど海外との貿易拠点である港湾都市として繁栄していた。16 世紀後半から日本人町が形成されたが、17 世紀に、江戸幕府の鎖国政策により衰退した後、日本人の姿が消え、中国系移民の代々の人々によってホイアン街の興隆が担われていたといわれている。その歴史的遺産が評価され、1999 年にユネスコ世界文化遺産に登録され、ベトナム国内外では「ホイアン古都」(Hoi An Ancient town) という呼び方が一般的となっている。

「明郷」カテゴリーの起源は、明末清初の時期である 1644 年～17 世紀末に遡る。当時、中国から脱出、あるいは避難し、最初から永住目的でホイアンに來住してきた明遺民が多数いたといわれている。こうした中国から到來した移民たちと、また彼らと現地的女性との間で生まれてきた混血児たちは「明香」と呼ばれ、「明朝の香火を維持する人民」[陳 1970: 81]であると資料で解説されている。陳荊和 [1957、1964、1970] 他は、ホイアンに脱出した中国系移民たちが組織した「明香社」というコミュニティが 1650 年頃までに形成されたとみなしている。「明香社」の名前はホイアンにとどまらず、中・南部の諸地においても中国系移民集落の名称に使われていた。1827 年になると阮王朝政権の中国系移民に対する政策<sup>1)</sup>により「明香社」から「明郷社」に改称される。さらに 1842 年の規定では、外国人としての清人(中国系移民)とベトナム人の一カテゴリーとして「明郷」籍という区分がなされた。こうした阮政権の諸規定には、「明郷」籍で登録された人々をベトナム人と認める一方で、彼らの独自性も同時に認めていたという阮朝の姿勢が反映されていると論じられている [黄 2012]。

現ホイアン社会には、公的民族である「華人」と「キン族」以外、民族籍上では「キン族」として登録されているながらも「明郷」だと主張している人々が多数存在している。その活動の拠点は明郷萃先堂という会館である(以下、明郷会館)。彼らの中で、ホイアンでの「明郷」のコミュニティである明郷社は、ベトナム全国で歴史的に一番初めに成立したことから、ホイアンはベトナムにおける「明香」共同体の発祥地であると今日まで伝えられている。

筆者は、明郷萃先堂の活動などに関わり「明郷」と自称している人々の家

に保管されている家譜を数多く蒐集した。後述するように、先行研究において、当事者の観点から「明郷」というカテゴリーを議論した研究は、殆ど認められない。多くの歴史学的研究は、阮朝と仏領印度支那期の歴史的資料に基づいたものであり、言わば外部からの視点で考察された「明郷」像の一面に過ぎない。従って、歴史的な文脈において「明郷」の自画像を追及するための重要な手掛かりの一つは、家譜・族譜といった当事者の歴史書である。そこに記録されているのは、親族・家系のルーツ (Roots/Routes)であり、前世代から次世代に伝え続けられ、記憶されてきた様々な物語である。公的な歴史だけではなく、そのような私的な歴史的物語を読み解くことによって、「明郷」カテゴリーの自画像に迫ることを本稿はめざす。

2章から4章では、「明郷」カテゴリーと、家譜・族譜に関する先行研究を概観することで、「明郷」カテゴリーとその系譜がどのように理解されてきたか、またそのカテゴリーの変容がどのように解説されてきたかを批判的に検討する。

## 2. 「明郷」カテゴリーに関する先行研究

「明郷」に関する歴史学的研究の主なテーマは、阮朝の中国系移民・華僑対策を分析することによって「明郷(香)」、そして「明郷(香)社」というカテゴリーの構成及び変容を明らかにすることであった。その代表的なものは、藤原 [1986] や竹田 [1975] による議論である。

藤原 [1986 : 257-270] は、次のように概観する。

明朝遺臣でホイアンに來住した中国人は「明香社<sup>2)</sup>」と呼ばれる集落を形成し、17世紀に入り、行政単位として政府に承認される。その後、「明香社」という名前はホイアンにとどまらず、更に南部の嘉定においても使われた。「明香社」には、明清王朝交代の際、当時華南の動乱の影響を受けて難を避けて移住してきた者、或いは一時的在留者で帰国をあきらめてそのまま永住帰化するに至った者も多かった。彼らとその尊敬する亡びた中国人の王朝である明朝を偲んでこれを社名に取り入れ、明朝ないし、これに従った明の諸臣に香火を手向ける意をもって「香」の字を加え社名とした。明香社は、当初、中国人集落的性格が優越していたが、在留者は殆ど独身で渡来した者で

あり、現地の人々と婚姻を介して混血が進む。各地における「明香社」の設立と構成が、何れも帰化中国人及び子孫とその家系を基盤としており、その社民たる彼等を、一般安南人、在留華僑などと区別して、特に「明香」と称するに至った。「明香」は別に見える、「明香人」、「明香民」などと同義で、元来「明香社在籍民」の称であった。

その後、先述のように、1827年に「明香社」は「明郷社」に改称される。阮朝紹治年間(1841-1847)になると、中国人の渡来者は出身地別の華僑の幫籍に入れて、これを通じ、税を納めさせるものの、その子孫には、辮髪を許さず、18歳になれば幫長が責任を持って官に報告し、「明郷籍」に登録し、「明郷」の規定に従って税を納付することと決められた〔藤原 1986:257-270〕。

時代は下るが、ルヴァスール〔1944〕は、1933年の仏印における中国系混血児の国籍問題について言及する際、混血児はミンフオン(Minh Huong)の名で知られ、基本的に明遺民と現地の女性との婚姻の間で生まれてきた混血児たちを指す名称であるとみなされていたという。同様な見解で、満鉄東亜経済調査局に行われていた南洋華僑の調査報告でも、「明郷」についての解説がなされている〔満鉄東亜経済調査局 1939:3-13〕。

現在、ベトナム国籍に組み込まれた「明郷」は、「キン族」と規定されている。その一方、出身地別の幫組織に所属していた華僑の一世と「明郷」籍を取らなかった彼らの子孫たちは、仏領印度支那期終了まで中国国籍を保持し続け、その後中国系ベトナム人としてのベトナム国籍を持つようになった〔三尾 2009〕。ベトナムの南北統一以降は、ベトナム人「漢族」<sup>3</sup>、次いで「華族」としてベトナムの少数民族として位置付けられて現在に至る。

### 3. ベトナムの家譜・族譜に関する先行研究

末成道男によれば、族譜の編纂と継承は、一族の共通の始祖から子孫への系譜的つながりを明らかにし、また子孫が始祖を介した系譜的紐帯を確認することが、その主要な目的である〔末成 1995:1-2〕。ベトナムにおいては、一族の系譜を表す「族譜」を「家譜」と称するのが一般的である。筆者が蒐集したホイアン「明郷」族譜・家譜は、形式的にも内容的にも様々なものがあり、また呼ぶ名称も多様である。本稿では、族譜・家譜そのものの自体を研

究することよりも、その中に記載されている一族の歴史、或いは家系の歴史の内容に基づき、「明郷」カテゴリーを再検討するという目的から、以下、本稿では、族譜・家譜を統一的に「家譜」と呼ぶことにする。

### (1)ベトナムの家譜についての先行研究

ベトナムの家譜に関しては、日本において諸研究が行われていたが、個別的に「明郷」の家譜を対象にした研究はごく僅かである。ベトナムの家譜についての代表的な研究として、1960年代の多賀〔1960〕と山本〔1961〕を始め、末成〔1995〕などの諸研究を挙げることができる。これらの研究は、主にベトナム北部の紅河川の地域で採集した資料及び日本とベトナムにおける諸機関所蔵の資料に基づいた成果である。詳しく述べれば、多賀〔1960〕は229種、山本〔1961〕は、自らハノイにおいて1936年に蒐集した15種、末成〔1995〕は彼が北ベトナム滞在中に採集した21件とハノイ漢喃研究院や東京の東洋文庫で閲覧した29件を合わせた50種に基づいた研究である。こうした量的に多数の家譜群は、北部に住むベトナム人、民族籍上で言えば「キン族」のものであり、中国系住民の家譜は含まれていない。

多賀、山本による研究を参照する末成〔1995〕は、50件の家譜の分析によって彼らの先行研究で注目されていなかった諸特徴を明らかにしている。主に指摘しているのは、多様性、直系祖以外の関係者の重要性、自己中心世代表示タイプが存在するという特徴として顕著な三点である。またこうした特徴の背景となっているベトナム型親族関係を説明するために、父方キンドレッドと父系親族集団の存在についても論じている〔末成1995:7-34〕。

上記の三つの先行研究は、基本的に「家譜」という文字資料に基づき、ベトナム社会における家族・親族関係、祖先についての概念などを明らかにしているが、現在「家譜」を継承し、維持している人々の家譜と祖先に対する認識や意識などに触れてはいない。本稿がめざすのは、「家譜」の内容もさることながら、その「家譜」と実際に家譜を維持している「明郷」と自称している人々との関係性の分析である。先行研究とは異なる視点であり、在ベトナムの中国系住民の家譜研究において、新たな視点であると考えている。

## (2)華僑・「明郷」の家譜に関する先行研究

「明郷」の家譜に関する研究数は、僅かであると冒頭で言及したが、引用に値するのは、陳 [1956、1964] 及び三尾 [2005] の諸研究である。ベトナム人研究者によるものとしては、Nguyen Khac Thuan [2005]があるが、ホイアンに関しては、ホイアンにある文化遺産保存管理センターでの Tran 他 [2005] の研究が、ホイアン貿易港における「明郷社」の成立史をまとめ、その中に一部の家譜に関して簡単に紹介している程度である。

陳 [1956] は、明朝滅亡の際、真臘国（カンボジア）に逃れ、河僊地方で賭博場を開いたり銀坑を経営したりして財を積んだ後、広南王阮氏のもとに使を遣し、河僊の長たらんことを請い、河僊総兵を授けられた河僊の祖としての広東省雷州出身の華僑の鄭玖氏の家譜を中国語で紹介している。この鄭氏の家譜は、「河僊鎮叶鎮鄭氏家譜」という題目があり、鄭族の二代目に当たる鄭玖の長男である鄭天賜の養子である武世宮によって鄭天賜の死後作成されたと考えられている。鄭氏家譜は、ベトナム南部地方の最も古い家譜であり、鄭族と当時の南部開拓・拡大の歴史との関係を描いた歴史書であると評価されている。陳 [1956] と共通の研究で、Nguyen [2005] も鄭氏家譜をベトナム語に翻訳し紹介している。

陳 [1964] は、ベトナム中部のフエにおける「明郷」の有力な一族であり、11代目までの子孫の情報が記載されている「承天明郷社陳氏正譜」を整理し詳細に分析した上、この家譜を通して認められる諸特徴を指摘している。その中で、本稿の主目的であるホイアンの「明郷」と自称する人々の歴史認識に関連する指摘は、陳族の初代が商人で、明朝滅亡期に清朝に対して反発し、海外亡命の道を選んだ中国系移民の一人であるという「明香」ルーツを持っている点である。また初代は、ベトナムで商売を順調に展開するため、現地的女性と婚姻を結んでいる。初代から9代目までの陳族の子孫の男女の中に、中国人、或いは中国系の祖先を持つ人と結婚した人が多かったとも指摘している。さらに家譜の分析から、陳 [1964] は、輩行字の習慣は維持されているが、輩行字が繰り返して使用されていることは、中国の伝統的な命名システムを大きく変え、自分たちの命名システムの特徴を作ったとも述べている。他には、陳族歴代の商業、阮王朝への進出などの軌跡も明らかにしている。

つまり陳 [1964] の研究は、陳 [1956] での鄭氏の家譜の研究とその方向性は共通しており、個々の家系の家譜の分析を行い、その家譜の諸特徴を明らかにする作業を重ねている。総じて、陳の研究は、中国的と非・中国的の類別から、中国的習慣を変える文脈で「明郷」の特徴を模索していると言えよう。

三尾 [2005] は、ホイアンにおける二つの中国系移民集団である「明郷」と「華僑」を事例に、前者による土着化と後者による僑居化との比較を試み、両者の家譜の分析を行っている。末成 [1995] と三尾 [2005] の研究とは、家譜所持の対象は違うが、家譜そのものの分析から見られた諸特徴を中国人の族譜、または中国的系譜観念などに照らしながら比較した上、文化的表象の一つとしての家譜の変容を指摘している点では同様である。

以上のように、先行研究を概観すると、本稿で取り上げるホイアン「明郷」の家譜に関する考察は、三尾 [2005] のそれと重なる部分もあるが、筆者が明らかにしようとしている「明郷」と自称している代々の人々の歴史認識、所謂、歴史的な文脈において構築されてきた「明郷」の自画像及び現在の子孫世代による認識の多様性という点は全く新たな視角であり、本研究の独自性であると筆者は考えている。

#### 4. ホイアン「明郷（香）社」の成立

ホイアンの「明郷（香）社」の成立史に関して、陳 [1957、1964、1970] の解説に従い、概観する。同研究がベトナム国内外の研究者に必ずといっていい程、引用されているからである。

なお陳 [1970] は、ホイアンを「会安」という漢字で表記し、「明郷社」を成立初期のコミュニティ名である「明香社」で表記しているので以下、それに従う。

陳 [1970] によると、会安の「明香社」は阮主の領域において最初に設立されたが、越南正史はその設立の年代について示唆していない。また明香社関係の記録文書の類も言明されていない。ただし、一つ明香社成立年代究明に重要な寄与をなすと考えられるのは、会安関帝廟（関公廟、関聖廟、または澄漢宮とも称される）正殿正面の軒下に揚げられている勅封額である。この額は「明香」の名称を記録した最古の資料であり、西暦 1653 年に作られ

たものだと推測されている。また同廟最古の重修碑文（1753年）の内容に基づき、明香社が中国の清朝による薙髮令の発布された1645年から1650年の間に設立されたとされている〔陳1970〕。つまりホイアンの「明郷社」の成立は、関帝廟というホイアン最古の重要文化財と深く関わり、「明郷社」の人々がホイアンを建てた先人であることは確かである。

さらに陳は「明香社」の前賢という創建者たちについても詳細に記述している。会安の明香社は、その成立及び社内の福祉に尽力した功労者を前賢と呼び、社内の「明郷萃先堂」に1820年から位牌を安置し、毎年春秋の祭祀を行ってきた。この前賢は、十老、六姓及び三家の三つのグループに分けられている。十老とは、孔太老爺、顔老爺、余老爺、徐老爺、周老爺、黄老爺、張老爺、陳老爺、蔡老爺、劉老爺という10人の明遺民で、清朝に不服の思いを抱き、明朝末期の動乱を避け、広南に至った。当初、茶饒という港町で生計を立てたが、川の堆積によって港が衰退したため、会安へ移動した。そこで先住の唐人町の住民を集めて「明香社」を設立した。その後、魏、莊、吳、邵、許、伍の六姓を持つ6人が、会安に到着し「明香社」に籍を置いた。六姓は、十老とは身分が違い、明朝の元官吏であった人々、言わば明遺臣の一部であると推測されている。三家は、18世紀中葉を生きた張宏基、吳廷寬、洗国祥という「明香社」内の財力豊かな郷紳であり、公共福祉事業に熱心で、1753年の関帝廟修復、地簿の作成、河岸での沖積砂地開発、「明香社」面積の拡大など「明香社」に尽力した三人の人物である〔陳1970〕。

明郷会館の壁にある碑文の中に、「明郷社」の設立と創建者に関する内容が記載されているが、創建者に当たる人物として「十老・三家」だけが言及され、また十老は「六姓を持つ十老」として理解されている。明郷会館の理事会メンバーは、漢字が読める人が殆どいなくなった現状を鑑み、多くの人々に「明郷社」の歴史の理解を促す目的で、漢字が読める地元の人に、碑文を現ベトナム語への翻訳を依頼し、他に現存している諸史料とも併せて『ホイアン明郷村の略史』と『ホイアンの明郷前賢亭』という小冊子を二冊出版している。なおこの二冊の内容は、陳の研究成果を参考に、結局、碑文の前賢の話にも編集が加えられ、「十老・六姓・三家」という「明郷社」の前賢像が固定化され、宣伝されるようになっている。従って、ホイアンの明郷に関す

る陳 [1970] 他は、ベトナム国内外の研究者に参考にされるだけではなく、「明郷」と自称している人々にとっても自分たちの祖先を知るための重要な資料となっている。

現在、「明郷」と子孫と自称している人々の間で、「明香社」時代の前賢は「十老・六姓・三家」という省略的な語句で呼ばれており、その歴史も公的に認められている。それはホイアン居住の華人の間でもしばしば語られている「明郷」の祖先の物語である。その一般的な言説では、ホイアンを最初に創建した先人が「明郷人」であり、後に多くの中国系移民が来住し定着するようになってからも「明郷社」の行政的な管轄範囲に属し、その共同の生活空間内で生計を共にしていたと語られる。同じ中国系移民の子孫といってもお互いを区別するような移住の経緯と、移住先でのそれぞれの社会的地位の差異を、現在も認識している人々は存在する。「明郷」の子孫だと主張している人々の中で、前賢である「六姓と三家」の子孫だと言っている人も少なくない。こうした人々にとって、祖先について知り得るための大切な資料源は、彼らの家・祠堂に保管されている家譜という文字資料なのである。

## 5. ホイアン「明郷」の家譜

筆者は、明郷会館で行われている毎年の主な祭祀である春祭に参加し寄付している「明郷諸族派」という「明郷」と自称する 44 族の中、21 族の代表者の協力により、彼らの家、または祠堂に保管されている族譜・家譜を 21 件蒐集した（参照資料 1）。21 件中、閲覧と撮影を部分的に許可された例、或いは家譜の一部が紛失状態にあることから残った部分だけから提供してくださった例もあったが、歴史認識の考察には十分な資料であった。

本稿では、これらの 21 件の家譜を、使用言語、編纂・再編纂年代と経緯、記載されている一族の歴史、関わり方と意識・認識といった 4 点に絞り、分析することにする。こうした分析を通じ、歴史的な文脈において 21 族の人々はどのように自分たちを認識したか、また現在、生きている世代の子孫たちは、どう向き合っているかを考察する。

### (1) 使用言語の多様性

ホイアン「明郷」の 21 件の家譜を見た限り、家譜の編纂・再編纂などの作業が行われた際、漢語と現ベトナム語の主に 2 言語とも使用され、チューノム(字喃)<sup>4)</sup>に関しては、人名に使われる例が殆どであることが特徴である。また最近の家譜の殆どの場合、現ベトナム語で編纂されている。このことから、家譜が過去の遺物ではなく、現在も機能し続けていることをうかがえるとされている[末成 1995: 127]。21 族の中、現ベトナム語版の家譜を持っているのは、3 族(蔡、張 B、枚)、漢語版だけの家譜を持っているのは、黄 A、呉 A、陳 A、陳 B の 4 族である。また漢語版と現ベトナム語の翻訳版とを両方とも持っているのは曾、李 A、王 A、王 B、呉 B、周、莊、黄 B、尤、李 C という 10 族である。さらに既にあった漢語版の家譜に後から現ベトナム語で新しい情報など手書きで加筆されている家譜を持っているのは 2 族(許、葉)である。特別に最近編纂された家譜であるが、漢語と現ベトナム語との併記の家譜を持っている李 B、楊という 2 族もある。李 B 族の家譜は、四代目に編纂されたが、この編纂者はホイアンでは非常に有名な僧侶であり、漢字の読み書きが出来る人で、李 B 族の家譜の人名・原籍・正貫など一部の情報は漢字と現ベトナム語と併記されているが、基本的に現ベトナム語で記載されている。楊族の家譜に、祠堂の祖先祭壇で祀られている位牌板に漢字で書かれている一部の上の世代の祖先に関する情報がそのまま書き写された部分があり、漢字の横に現ベトナム語の訳文が書き加えられている。この部分だけが漢語と現ベトナム語と併記されているが、家譜の他の内容は全部現ベトナム語で書かれている。21 件の家譜の中に使用されている言語の点においては、ベトナム語という国語の歴史的变化の影響を受けていたことが伺える。漢字文化圏に属していたベトナムでは、19 世紀後半以降のフランス植民地地下におけるフランス語公用化を経て、普及したクオックグーが、ベトナムは 1945 年の独立後、公用文字と認定される。フランス植民地期までに漢字、チューノム(字喃)、クオックグーを用いた三つの主な表記システムが継承されてきた[今井 2001:126-143]。本稿では、現ベトナム国語→ローマ字表記ベトナム語を、以下では「現ベトナム語」と呼ぶことにする。1906 年からホイアンも含めたベトナム全国では、フランス植民地地下に近代的な公教育制度が本格的に制定され、それ以前の漢字・漢文だけでなく、フランス

語や現ベトナム語を主に教育され、試験が課されるようになった。この公教育が普及するのは1920年代になってからである[嶋尾 2008: 57]。つまり20世紀初頭以降生まれた人々は、漢字の読み書きが殆どできなくなっていた世代だと言える。逆に言えば、その以前に生まれた人々の世代は、漢字が読み書きできることが珍しいことではなかったと推測できるだろう。ホイアンにおける漢字・漢文教育については、1924年に男子小学校、1926年に女子小学校という初等教育機関が成立されはじめ、この時から通っていた学生は、主にはフランス語と現ベトナム語を勉強し、週に一回だけ漢文の授業が行われていた。学習時間が少ない上に、進級するための試験科目ではなかったので、学生たちは集中的に勉強できず、また高等レベルの教育を受け、進学することにより、漢文学習の機会もなくなっていったので、殆どの学生は、漢文の読み書きが出来なかった。しかし漢文の先生だけはいつも熱心に教えていた。非常に人数が少なかった漢文の教員の中に「明郷」村の有名な先生がいたこともよく語られている。ホイアン「明郷」の場合は、1910年以降生まれた人の殆どは、上記の二つの学校に通っていたと言われている[Pham 2011: 1-2]。

「明郷」関係者を対象に行っていた聞き取り調査の結果から、張2族(A:家譜未確認、後で言及。B:家譜蒐集)、王A族の人以外、漢字が読み書きできる人はいなかったことが分かった。また、以上の三族の人でも、家族全員ではなく、一人、または何人かだけが最近のニーズ<sup>5</sup>に応じ習い始めた場合が多いようである。語学レベルからすると、出来ると言っている人でも自分の名前を漢字で書けるぐらいか、または家の祖先祭壇で祀られている位牌板に一定の世代まで漢字で書かれている祖先の名前が読めるぐらいの程度である<sup>6</sup>。筆者が明郷会館でしばしば聞いた話であるが、今なら漢語版の家譜が読めるほどの人は、「明郷」の子孫の中に殆ど見つけられず、1990年代くらいまでだったら、漢字が読めるお年寄りの人はまだ数人いたが、彼らが亡くなっている現在、漢語で書かれている全てのものを理解することは、明郷会館の管理・運営などの義務を背負っている人々にとって、非常に困難であり不可能な状況となっている<sup>7</sup>。このような話は、「明郷」だと主張している人々の漢字・漢文に関する知識の実態を物語っているのではないかと考えられる。

現年齢が 70 歳以上の調査対象者の話によると、漢字とは全く縁のなかったようで、時代変化の状況に応じ、フランス語を習得することは、生活や仕事などにおいてより利益があったようである。フランス植民地期下のホイアンの教育状況を踏まえた上、次に編纂・再編纂年代と経緯を見ていきたい。

## (2)編纂・再編纂年代と経緯

漢語版の家譜の殆どは 19 世紀前半から 20 世紀前半までの間、各族の 5～6 代目の人々によって、編纂・再編纂されたことが分かった。具体的には 19 世紀の年代を持つ家譜は 8 件であり、その中に最も古いのが 1835 年に作成された呉 B 族の家譜である。その後、20 世紀初頭から中葉まで編纂・再編纂された家譜は 8 件であり、年代が最も遅かったのが 1959 年の葉族の族譜である。漢語版の家譜が紛失し、又は以前に家譜がまだ作成されていなかったため、20 世紀後半以降 1960 年から 2000 年までの間、現ベトナム語で新しく家譜の編纂を行ったのは 5 族で、その中 1990 年代以降、編纂が完成されたのは、楊族 (1991)、李 B 族 (1995)、枚族 (1998) の 3 件である。また、16 件の漢語版の家譜の中、10 件が漢語版から現ベトナム語に翻訳され、再編纂されているが、漢語版のままの形で残されている他の 4 件 (陳 A 族、黄 A 族、呉 A 族、陳 B 族)、そして漢語と一部現ベトナム語混在の 2 件もある。なお家譜の翻訳・再編纂の作業は、1960 年から始まったが、最も盛んに行われたのが 1990 年代前後からである。特に何度も、家譜の編纂・再編纂を繰り返し、多言語にしている場合もある。例えば、曾族は、1865 年に 3 代目に編纂された漢語版の家譜は、1976 年に 7 代目に現ベトナム語に翻訳し、補足されたようであるが、2004 年にアメリカに住んでいる 8 代目の族長は、アメリカで 1976 年の現ベトナム語版の内容に基づき、家譜全体の再編纂を進めていた。この族長は、アメリカを始め、海外在住の曾族の子孫たちが多いため、どこの国へ行き、住んでもベトナム語が理解できなくても、皆が読めるような英語版の家譜も編纂する必要があるとの自分の意見を家譜の序文中にも表明している。

嶋尾 [2000] によれば、1990 年代のベトナムでは、経済のドイモイ (刷新) や対外的な開放政策と期を一にして、「伝統の復興」という言説と実践 (祭礼

の復活などが現れてきた。顕著な事例としては、全国各地に散らばる一族各派の家譜を結合して、大家譜を編纂するという動きがある〔吉原、2000〕。こうしたベトナムの社会変化の背景において、上記で述べている傾向も、同様にホイアンで起こり、「明郷」諸族による家譜の編纂・再編纂といった動きを促したほど、影響が及んでいたと言えるだろう。

漢語から現ベトナム語に翻訳された家譜を持っている 10 族の人々に聞いた話によれば、漢語を現ベトナム語に翻訳することは、漢字・漢文が読める族内のお年寄りの人か、地元に住んでいる人に頼むのが普通の状況となっている。例えば、曾族（1976）、李 A 族（1992）、周 B 族（1961）、黄 B 族（1970）の場合、家譜の翻訳はかなり早い段階から行われ、漢字が読める族内の年配の人が存命中だったので、家族の自分たちだけで翻訳の問題を解決することができた。その一方、族内に、漢字・漢文が読める人がいなかったため、地元の人に依頼することにした族もある。その依頼される翻訳者たちも多様な対象であり、ホイアンに住んでいる華人、ベトナム人もいれば、あるいは他の地方の人もいる<sup>8</sup>。その結果、漢字が全く読めなくなっている現在の子孫たちは、人に頼み翻訳してもらった現ベトナム語の家譜と原本の漢語版の家譜との内容を確かめたり、比較したりすることも当然出来ないと考えられる。従って、彼らにとっては、翻訳され、再編纂された現ベトナム語版の家譜が信頼性のある唯一の資料となりその家譜を通じ、自分たちの祖先及び家系の歴史などについて理解するのが当たり前のような現実になっていると言えよう。

1960 年から 2000 年までの間に家譜の編纂を行っていた蔡族(1960)、張 B 族(1980～1988)、楊族（1991）、李 B 族（1995）、枚族（1998）という 5 族の人々にとっても、かなり遅い時代に、あるいは極最近編纂された家譜にも関わらず、最も信頼性の高く家系のことを知りえるための基礎的な家族の歴史書として扱われている。また家譜を編纂した人々を対象に行っていた調査から、これらの家譜はどのような経緯で編纂されてきたのかを理解することができた。漢語版の家譜がないため、名前・生卒年月・家系の成員などといった代々の祖先に関する基本的な情報を調べる際、最も参照したと言われたのが、家か祠堂にある祖先の祭壇で祀られている位牌の記載内容、一部の祖

先の墓、一族の存命中の年配者・長者の記憶、そして編者自身の記憶などである。祖先に関する基本的な情報以外に、非常に大切に見なされている情報として一族の歴史・起源・出来事、出世して有名になった族人たちに関する事績・功労についての物語など、本来なら多くの漢語版の家譜の中に余り描かれていないことを、豊富に詳しく記載できるため、家か祠堂、或いは町内にある寺・廟・会館などでまだ保管されている碑文や古文書、正統的な歴史の本など、様々な形で文字化されている諸資料が主に参考されていると語られている。しかしこうした資料の殆どは、漢字・漢文の文書であることから、漢字が分からない時代に生きる家譜の編者にとっては、情報を調べるに当たって最も苦難な仕事だと言われている。

1990年代前後から編纂された4件の家譜の中、世代数の多い家系は、張B族と楊族(11世代)で、来越の歴史がまだ浅く世代数が少ないのは、枚族(8世代)と李B族(6世代)である。その4件の編纂に当たって、同様な情報収集の方法が進められていたことが調査から分かった。枚族と李B族の人の話によると、家譜の内容は、記録されている少ない資料以外、家系の人々の間で伝承されている話、編纂者の記憶や歴史的知識などに依拠する部分が多いと説明されている。張B族と楊族の人は、世代数の多いため、祖先に関する情報を調べるのが大変だったと話している。例えば、張B族の場合を以下で詳しく見ていくことにしよう。

家譜を確認した張B族の6代目(1911年生)と7代目の(1934年生)との2人は、1980年から1988年まで、8年間もかけて協力し合い、張B族の家譜を編纂し続けていたことを張B族内の子孫たちが誰も知っていることである。1988年に6代目が亡くなって以降、現在においても、7代目が書き続け、補足している。7代目の話によると、編纂する際一番大変だったのは、祖先の墓と位牌に書かれている漢字の情報を理解することである。6代目の人も彼も殆ど漢字による教育を受けていなかったため、こうした漢字で書かれている情報を読めなく、メモを取ったり写真を撮ったりして、人に翻訳してもらったこともあり、また時には家族の墓地まで漢字の読める人を連れてきて解説してもらおうこともあると言っている。分散している祖先の墓を一箇所にまとめ改葬した時期があり、漢字が読めないことに起因する大きなミス

を起こした記憶も語ってくれた。7代目によると、「明郷」諸族の中で、同じ中国福建省という原籍を持つもう一つの張族がある(先に言及した張A族)。張B族は、福建省詔安県という地域から移住してきたと伝承されているそうである。張A族の出身地は、同安県となっているが、漢字が読めないせいで、「同」と「詔」という漢字の違いさえ気づくことも出来なかったため、祖先の墓を一箇所にまとめ改葬した作業を行っていた時期、人の墓碑の内容を読み間違った結果、福建省同安県出身の張A族の人を張B族の人だと勘違いし、自分たちの墓地に改葬してしたという大変な間違いを起こしてしまったようである。結局、現在、張B族の墓地に張A族の一人の墓が納められているという。要するに漢字が読めるか、読めないかといった言語的な差異の問題は、ホイアン「明郷」の家譜編纂という人々の行為を考える際、非常に重要なポイントであると考えている。

以上の4件とは違い、蔡族は早い時期に家譜の編纂が行われたため、当時蔡族の祠堂を見ていた5代目は、漢字が多少読めたため、自分で祖先の墓に刻まれている内容を現ベトナム語に翻訳し、家譜に記載していたと現在ホイアンに住んでいるその子供が話してくれた。5代目が祖先の墓に刻まれている漢語の内容を墓碑形式のままに記載したことが、蔡族の家譜の特徴である。このことは、後の世代の子孫は漢字が読めなくても、この情報を見れば、何とか祖先のお墓のある場所を見付けられるだろうとの願いを込め、家譜を編纂したのではないかと推測させる。筆者がホイアンで蔡族の7代目に当たる人と話す機会があり、祖父の家譜のことについて何うと、祖先の墓に関する記載があるとされても、「漢字が読めない者からすれば、どんな漢字を見ても同じだし、祖先の墓はどこにあるか、今さら探しに行こうとしても時間的に難しいし、自分たちの祖父、父の時代ぐらいまで知っておけば、大丈夫である」と思っているようである(参照資料一写真4)。

最後に漢語と一部現ベトナム語と混在の2件の家譜(葉族と許族)を見ていきたい。許族の場合は、現在の子孫たちの間で、自分たちの祖先・歴史を次の世代に伝承し伝えていくために、漢語版の家譜を翻訳し、再編纂するほど熱意を持っている人がいないようである。現存の漢語版の家譜に必要なとされているような部分の内容が現ベトナム語に翻訳され、手書きで加筆され

ている形式となっている。葉族の場合は、そもそも古い漢語版の家譜があったが、1945年～1947年の戦時に葉族の祠堂が破壊され、家譜も紛失する出来事があり、その後1959年に葉族の年長者が再度漢語版の家譜を編纂した。布一枚の家譜表側には、漢字で書かれた上の世代の名前があり、裏側に最近の子孫の名前が、現ベトナム語で加筆されている。漢語版の家譜は現ベトナム語に翻訳されていないが、まだ生きている人々の記憶にある近い世代の祖先などの名前は、手書きの現ベトナム語で書き加えられている。従って、継続的に自分たちの世代と次の世代の人々の名前を書き続けているようである。

ホイアン「明郷」の21件の家譜の中、現ベトナム語に翻訳されていない6件（陳A、陳B、黄A、呉A、許、葉）を除き、漢語版から翻訳されている10件と新しく編纂されている5件の家譜の編纂・再編纂という点をまとめてみると、基本的に以下の二つのパターンがなされていたと考えられる。一つ目は、人々は原本の漢語版の家譜を現ベトナム語に翻訳し、生きている人々の記憶、伝承、墓碑・位牌・古文書などといった文字化されている様々な資料を参照した上、家譜の再編纂を行った。二つ目は、そもそも漢語版の家譜がまだ編纂されていない、或いは紛失されていた諸族の人々も、生きている人々の記憶、伝承、墓碑・位牌・古文書などといった文字化されている様々な資料を参照した上、現ベトナム語の家譜を編纂した。

1945年以降、漢字の教育の時代が衰退した時代の背景にクオックグー（国語）としての現ベトナム語、或いは植民地下のフランス語による教育だけを受けてきた「明郷」諸族は、家譜の編纂・再編纂の中、言語の問題に直面したと言える。多様な翻訳者の対象による解釈を通して、改めて祖先のことを理解し、そのスタンスから一族の家譜を編纂・再編纂していくといった過程が繰り返されている。一族の家譜を編纂・再編纂という行為から見えてくるのは、ホイアン「明郷」諸族の場合において、一族の歴史、或いは家系の歴史は、常に構築・再構築されている事象である。

### (3) 「明郷」の家譜に描かれている「家系の歴史」

ホイアン「明郷」諸族の家譜を通じ、彼らに物語られ、描かれている様々な家系に関する歴史的な物語を見ていくことによって、「明郷」諸族の歴史

は、どのように構築され、再構築されているのか、といった「明郷」の「自画像」が明らかになるだろう。21件の家譜において、各族の起源、ルーツ及び祖先について、どのように記載されているか、漢語版と現ベトナム語版とをそれぞれ見ていきたい。

### 19世紀前半～20世紀前半に編纂・再編纂された漢語版の家譜

21件の家譜の中、漢語版の家譜の数は16件であるが、筆者が実際に実物の原本の中身を見ることができ、写真撮影を許可され、複写版を入手出来たのは、陳A族、陳B族、許族、王A族、呉A族、呉B族、周族、莊族、黄A族、黄B族、尤族、李C族、葉族という13族の家譜である。他に曾族、李A族、王B族の3件の家譜は、様々な理由で、実際に見せてもらうことが出来ていない。曾族の家譜は、保管している7代目がベトナム南部のホーチミン市に住んでいたため、ホイアンに住んでいる曾族の人たちの中でも、まだ実物を見ていない人もいられると言われている。李A族と王B族の場合は、祠堂の祖先祭壇で祀られているので、親族関係外の人に見せないという規則があり、筆者も例外ではなかった。

主に19世紀前半から20世紀前半までに編纂された家譜の特徴として取り上げられるのは、家譜の序文中に必ず一族の起源である「原籍・籍貫」を記載する点である。13件の中で10件の家譜の最初の部分に中国系起源が記載されているが、他の莊族、陳B族、黄Bの3件の家譜は、中国の原籍に関する記載はなく、ベトナムの「明郷社」籍だけが言及されている。10件の家譜に記載されている中国系起源は、表記様式が多様であるが、中国にある地方の地名は村という小さい単位まで書かれているという共通点がある。興味深い点は、記載されている原籍の国名に「大清」と「大明」とがあることである。11件の中に「大清」と書いてあるのは6件（呉A族、呉B族、黄A族、黄B、葉族、李C族）で、「大明」と書かれているのは1件（王A族）である。以下では代表的な家譜の例を見ていきたい。

①先ず、一族の歴史というような内容が殆ど記載されていないが、中国系起源かだけ、或いは中国系起源とベトナムにきた後の「明郷社」籍という情

報は、家譜の一枚目の最初の文に書かれているという特徴がある陳 A、呉 A、呉 B、葉、李 C の一部の家譜を見ていきたい。

例えば、陳 A 族の家譜（1894 年再編纂）には「福建省泉州府同安縣安仁里拾肆都澄營社」「始祖考 陳必聯 葬在大明國澄營社」と書かれているように、原籍を簡単に記載され、始祖の墓は大明国にあるとも書かれているが、家譜には「明郷」に関する内容は全く触れられていない。陳 A 族の 3 代目までの祖先の墓は、忠福県という広南省では自然の物産が豊富で、華僑の商家たちが、必ず最初に行くといわれている地方にあると書かれていることから、陳 A 族の祖先は、中国から直接ホイアンへ来たのではなく、当初の居住地が忠福県であったと推測できる。なお現在、ホイアンに住んでいる陳 A 族の人に話を聞くと陳 A 族は今日まで 15 世代を伝えていると言われている（参照資料一写真 2）。

呉 B 族の 1832 年の家譜の一枚目に「泉州府南安縣江岐郷到居廣南省明郷社香勝邑五世系呉和呉輝等 奉開宗圖世系」とあるように、呉 B 族の原籍は、中国泉州府南安県にあり、来越後明郷社香勝邑に居住するという呉 B 族の起源については簡単な記載である。

呉 A 族の家譜（1908 年編纂）の一枚目にある起源の内容は、「大清國揚州府龍溪縣拾八都鳴朝社流到大南國廣南省奠磐府會安庸明郷社。」と記載されている。大南国という国名は、阮朝 - 明命王 20 年（1839 年）から 1945 年までのベトナムの旧自称国名である。呉 A 族の始祖が 19 世紀中にベトナムに到着して以降、ホイアン明郷社に籍があると解釈できる。呉 A 族の他の葉族、李 C 族の家譜も、同様の形式で一族の起源と現在の帰属の共同体という情報が記載されている（参照資料一写真 1）。

②次に、上記の家譜とは違い、家譜において一族の起源以外に、初代の祖先が来越した経緯、「明郷社」籍を入れた経緯など、家系の歴史の短篇のような内容も記載されている黄 A 族、許族、周族、尤族の家譜を見ていくことにしたい。

黄 A 族の家譜（1875 年前後編纂？）には「原籍 江夏 大清國廣東省廣州府番禺縣沙亭？郷沙湾坡沙湾司（？）坡（？）文明社金花坊」と「高祖 在田公 前往大南越國、寓承天府。至曾祖世隆公、乃遷居于廣南省、着籍入明

郷社香勝邑。」と記載され、原籍と初代の祖先に関することを明確に書かれている。初代は、中国広東省からベトナムにきた最初の時期は、承天府（阮朝期の都である富春府）に居住したが、その後、側室との間に出来た2世代の次男は、広南省へ居を遷し、明郷社に入籍し、香勝邑（現在のホイアン街内）に居住するようになった。要するに黄A族は正式にホイアン「明郷」の成員となったのは、2世からであり、また直接中国からの移住ではなかった。

許族の家譜（1930年編纂）の場合は、「籍貫は福建省詔安縣」「大南國廣南省明郷社」とあるように、中国からベトナムに到着、明郷社に入籍している。また、初代と2世代について簡単な記載もなされ「始祖の諱名字號及び生日死日、墳墓については未知である。始祖の妻は、許猷瑞という息子連れベトナムに渡った。妻が亡くなった後、息子は、南朝に従い、官業の人生を送った」との内容である。この文中に出ている「南朝」は、当時中国とベトナムと地理的に対比させ、中国の王朝を「北朝」、ベトナムの朝廷を「南朝」とする対等関係を指す表記である。移住後の許族の始まりである大高祖は、許猷瑞の世代からであり、この許猷瑞という人物は、関帝廟の碑文に名前が刻まれ、18世紀後半に行われた関帝廟の修復のために、大いに功労があった人物であると伝えられる。

また周族の家譜（1936年編纂）によれば、始祖は中国広東省から19世紀中に貿易の関係で中国とベトナムとの間を往来していた。中国に中国人の妻子がいたが、ベトナム女性と結婚し、多数の子を設けた。ベトナムと中国と両国にいる周族2世代の子供の間に交流があったが、初代はベトナムで死去し、中国の故郷で中国人の妻も他界した。その後中国人妻との間に出来た長男も、ベトナムにいる兄弟たちに会いにベトナムに渡り、ベトナムで商売を始めた。生存の2世代の息子たちが、唐人の子孫は明郷籍へ着入する必要があるという当時の国の定めがあったため、この時期から安南国民となった（一部省略）とも記載されている。

尤族の家譜（1933年編纂）も、初代の籍貫は潮州府澄邑崑美社で、ベトナム人妻の間で二人の子が出来た。その後、尤氏は4歳の長男だけを連れ中国に帰ったが、またベトナムに戻る時には、長男を中国に残した。尤氏は、中国に帰還し中国で死去した後、中国にいる長男の行方も分からなくなった。

次男は、ベトナムに残り、母と暮していた。次男は成長し、明郷社に籍を入れたと記している。

以上で見てきた4族の家譜に記載されている物語は、各族の初代の祖先及びベトナムに渡った経緯など、ベトナムにおける家系の開始に関する歴史である。6世代から11世代まで、4族の世代の差はかなり大きい、一族の起源は清朝以降の中国にあるということは、はっきりと表明されている。また、周族と尤族は、原籍にいる親戚との関係を一時維持されていたことが詳述され、中国系であることを強く認識していることが推測される。

③筆者は、原編纂版と再編纂版の両方を蒐集した王A族の家譜を、世代間の意識変化を示してくれる事例として取り上げたい。

王A族の家譜原版の漢語版は、阮朝・成泰王8年(1896年)に6代目(名前は不明)により編纂された。原版の最初の頁に「大清國福建省泉州府晉江縣貳拾都」という原籍だけ記載されている。つまり多くの「明郷」の家譜と同様に中国系起源をはっきりした形で表明されている。しかし、7代目に再編纂された漢語版(年代の記載がない)の最初には、「王世系原籍 大明國福建省泉州府晉江縣貳拾都。旅在 大越國廣南省奠磐府延福縣富霽總明郷社香隆鄰、寓居茶饒州」との記載がある。さらに、元々原版の家譜に初代に関する情報は、名前以外記載がなかったが、再編纂版には「生 大明順治乙酉年(1645年)」と「終 大越永盛癸巳年(1713年)」と「葬在茶饒南河凌處」という生死年代、墓などに関する情報が加筆されている(参照資料一写真3、5)。

以上見てきたように、原版と再編纂版との違いは、原籍が大清国ではなく、大明国となっている。しかし、初代の祖先の生死年号は清朝の順治帝の年号になっているにも関わらず、生地は「大明」という国号をあえて記載している。家譜の再編纂を行った7代目が、王A族の祖先は明清交代期に当たる17世紀中葉から18世紀前後という時代を背景に生きていた人物であることを強調し、次世代の子孫に伝えているのではないかと考えられる。王A族は、家譜に書かれている世代数と現在の子孫たちの話からすると、現在11世代までの子孫がいる。

④以上分析してきた 10 件の家譜以外、そのような原籍の記載のない黄 B 族、陳 B 族と莊族の家譜について述べていきたい。この 3 件の家譜は、いずれも一枚目のところに現居住地である明郷社という情報だけが記載されている。莊族の家譜は、阮朝一成泰 4 年（1892 年）に 6 代目が家譜を編纂した。その後、阮朝一保大 17 年（1942 年）に加筆され、再編纂が行われた。いずれにも、「大南國廣南省奠磐府富霽總明郷社」と書かれてあり、中国の原籍に関しては全く記載されていない。陳 B 族の家譜においても、同様に中国の原籍に関する記載はなく、ベトナムにおける正貫は「廣南省奠磐府延福縣富霽總明郷社香順郷」としか書かれていない。しかし、莊族と陳 B 族と違い、黄 B 族の家譜は、阮朝一保大 10 年（1935 年）に 6 代目に編纂され、「廣南省明郷社香龍郷」との正貫の情報が記載されている他に、初代の祖先の墓墓が、大清福建省晋江にあると記されている。黄 B 族にしても、初代は、晩年中国に戻り死去したが、それ以上明確な言及がない。理由として、起源が伝承されていないから、或いは「中国から」という人々ではなかったからなど様々なことが考えられるが、家譜の編纂者の認識において、一族の起源に対する意識が段々薄れていったのではないかと考えられる。

今まで 13 件の漢語版の家譜にある「家系の歴史」の記載内容を詳しく見てきた。19 世紀中葉から 20 世紀中葉まで一世紀年ほどの長い時間に 13 族の漢語版の家譜が編纂・再編纂されていた。同じく「明郷」諸族といっても、それぞれ「明郷社」在籍民となった経緯は多様である。現在において世代数が 15 の陳 A 族から、6 世代の尤族まで、ベトナムに到来してからの各族の歴史が一世紀以上の差もあったにも関わらず、同じく「明郷」という一種の帰属意識を持っているように見える。しかし、興味深いことに、殆どの族に認識されていた中国系起源は、大清国であり、大明国ではなかった。家譜に認められる物語は、子孫たちに如何に伝承されているか、以下では 1960 年代以降、現ベトナム語で編纂・再編纂された家譜の内容を分析していきたい。

#### 1960 年代以降編纂・再編纂された現ベトナム語の家譜

蒐集出来た 13 件の漢語版の家譜の中で、現ベトナム語に翻訳されているのは、呉 B 族、周族、莊族、王 A 族、尤族、黄 B 族、李 C 族の 7 件である。

また翻訳はされていないが、手書きの現ベトナム語で、後から原本の家譜に幾つかの内容が書き加えられているのは、許族 1 件の家譜である。この 7 件以外は、張 B 族、曾族、李 A 族、王 B 族、蔡族、楊族、李 B 族と枚族の 8 件の家譜である。こうした現ベトナム語版の家譜を、一族の歴史に関する記載の内容を主に分析することによって、こうした「明郷」諸族の人々の歴史認識の特徴を、2 つのグループに分けて浮き彫りにしていくことにする。

#### 1) 「明郷」としての歴史認識の強調

第一は、一族の歴史、あるいは家系の歴史を明末清初期という「明郷社」成立時期と密接的に関連付け、物語ろうとする傾向のあるグループである。必ず言及されているのは、その成立と発展に貢献した前賢に関する歴史である。この傾向を示している家譜は、張 B 族、曾族、李 B 族、蔡 A 族、楊族、呉 B 族、莊族、許族、周族の 9 件である。この諸族の来越以降の歴史は、10 世代以上伝えられ、200 年以上の歴史を持っている族もあれば、まだ 6 世代で、来越の歴史が浅い族もあるという世代的距離の格差が大きい事実にもかかわらず、家譜において記載されている一族の歴史は、いずれも「明郷社」の成立時代だとされている 17 世紀まで遡り、その時代の背景に何らかの関係があるように描かれているという特徴がある。

まず、張 B 族の家譜の例である。200 ページを超える大部な家譜である。7 代目によるとそもそも漢語版の家譜があったようである。張 B 族の起源の説明に関する内容の一部で「明郷社」の成立歴史と「明郷」の前賢についての説明文が記載されている。そこで、始祖が、中国福建省詔安県出身で 17 世紀当初から明郷来住の前賢であった六姓の一人であるというルーツが記載されている。現在ホイアンに居住している 10 代目の子孫及び明郷会館来訪者によれば、張 B 族の家系は「明郷」諸族の中で最も出世した人物の数が多く、学業・試験と官吏への登用に有能さを発揮していた。阮朝後半の時代に、明郷社内の役人、そして朝廷の官吏として貢献した人の数も少なくなかった。7 代目は、先に言及した『ホイアン明郷村の略史』という小冊の著者でもある。

次に、現在明郷会館での活動に関わっている各族の中で、6 世代までしかの子孫がいなく、最も来越後の歴史が短いとされている李 B 族の家譜を見てみよう。1995 年に李 B 族の 4 代目が初めて家譜を編纂した。李 B 族の原籍

である中国広東省潮州府澄海県と「越南国広南省奠磐県明郷社に入った」という系譜が、家譜の冒頭に記載されている。広南省ホイアンにおける「明郷社」(村)の形成・発展の歴史も、家譜の最初の文書で詳述されている。また前賢の来越歴史の詳述も含まれている。初代は、19世紀前半に貿易の関係で中国からホイアンの「明郷社」へ来たのだが、記載は明末清初の17世紀の半ばまで遡っている。類例のように、初代は、中国に妻子がありながら、ベトナム人の妻子もいた。元気な時は、1年に半年中国に帰り、残る半年はベトナムで暮らすという生活を送っていたが、高齢となった晩年は中国に戻り、故郷で死去したという。李B族の家譜を書いた4代目の父は、20世紀初頭に明郷社の郷長として務めていた。現在の明郷会館に保管されている碑文にも李B族の3代目の名前が刻まれているとのことである。

最後に、漢語版から現ベトナム語に翻訳されている呉B族、荘族の2件の家譜と、翻訳されていないが、子孫に伝承したいことを後から現ベトナム語で原本の漢語版に書き加えている許族の家譜の2例を見ていきたい。

呉B族の家譜では、中国にある原籍と来越後の「明郷」籍という内容だけが記載されているが、現ベトナム語版の家譜には、呉B族が明郷社の前賢の一族であり、明郷社と隣接している隣の錦鋪社で墾田・建簿を行った一族であるという内容がさらに追加されている。この明郷の前賢に関する話は、現在の呉B族の子孫たちの間で伝承されているようである。

荘族の現ベトナム語版の家譜に、原籍は福建省州府同安県で、また荘族の先祖は、明郷社の前賢の六姓に含まれる一族であると記載されている。

許族の場合も、漢語版の家譜にない内容が追記されている。「初代は「明郷社」の前賢の十大老の一人であり、関帝廟の建立に貢献した。後生の人々に伝えるべく、明郷萃先堂に位牌が作られ祀られている」と現ベトナム語で書き加えられているのである。なお、許氏は「六姓を持つ十老」の一姓であり、関帝廟碑文では初代許献瑞が唯一修復功労者として名前が刻まれている。

以上の3件の家譜の内容は、漢語版の家譜とは、不整合のように思われるが、今日の漢字が読めない子孫たちにとって、それは全く未知の世界となっている。身近な現ベトナム語での家譜こそが、最も信頼性のある一族の歴史書であり、一族の代々の記憶の源泉となっているのである。

## 2) 「中国系」としての歴史認識の強調

第二のグループは、「中国から」という一族の起源・ルーツを強く意識し、大事に守ろうとしているといった意思を次世代に伝承している傾向が見える家譜である。李 A と王 A 族の 2 件の家譜を例示する。

李 A 族は、漢語版と現ベトナム語と両方の家譜を持っているが、筆者は、上述のようにまだ漢語版を確認していない。1858 年に 5 代目が最初に漢語版の家譜を編纂したが、その後次世代に加筆された。戦乱のため一時家譜の記載が中断となったが、祠堂修復の機会である 1992 年に 9 代目が漢語版の家譜を現ベトナム語に翻訳し、さらに 9 代から 12 代までの情報を補足して新しい家譜を再編纂した。ベトナム語版家譜の冒頭の記載内容は、始祖は 1727 年に中華福建省晋江県から来越したという中国系起源を明示し、明郷社入籍の時代の言及はないが、広南省会安舗明郷社居住とのみ記載されている。さらに、初代は、来越以来、商売を営み、晩年、中国の故郷に帰り死去した。始祖の妻の国籍は、中華国広東省であり、1728 年に結婚、1729 年に 2 代目が生まれ、家系が続いてきたとの記載がある<sup>9</sup>。また一族の世代確認のため、命名する際に使う通字の対聯が家譜の冒頭に紹介され、一族が従うべき内容として重視している。現在の李 A 族にとってこの命名方法は、祖先から維持されてきた中国由来の伝統的習慣の一つと考えられている。従って、明郷というより中国から来たというルーツにより注目している印象が強い。

王 A 族の家譜は 9 代目に 1988 年に翻訳され、再編纂された。ベトナム語版の家譜は、元の漢語版の家譜と違い、家系図として出来上がり、祠堂の中で保管されている。その家系図の家譜の上部に、現ベトナム語で中国福建省泉州府晋江県二十都という原籍が書かれている。「明郷社」という来越後の籍は記載されていない。20 世紀前半に再編纂された家譜では、一族の歴史は、大明国の時代まで遡り、「明郷」の誕生時期である明朝末期という時代まで繋がっているように書かれているが、その内容はもう記載されていない。今日の王 A 族の子孫が、「明郷」に対する意識よりも中国的起源を大事にする意識の傾向が認められる。

総じて、「明郷」への歴史認識の強調という傾向のある家譜がより多い。該当する 9 族の家譜の編纂・再編纂という行為に、家譜を介して、次世代の

子孫たちに「明朝中国から来住し、明郷の先人となった人々である」という伝承を継承させようとする動機付けが含まれていると言える。他方、「中国系」という歴史認識の強調という傾向がみられる王 A 族と李 A 族の 2 件の家譜は、「明郷」帰属を意識する主流的な歴史認識とは異なる「中国系」としての認識の有り様を示唆しているように思われる。

#### (4)家譜との関わり方・関係者の対応と意識

以上 21 件の家譜の分析から、ホイアンでは「明郷」だと主張している人々の先祖、或は上の世代の人々が歴史的文脈において、どのように自分を認識していたかを見てきた。では家譜というものに対して、現在生きている各族の子孫たちは、いかに向き合い、またどのように対応し、関わっているのかを以下で考える。家譜に対する人々の意識、それから対応・関わり方など、家譜と接するという行為に三つの傾向が認められる。

第一に、漢語版の家譜は神秘的で祖先の靈魂が宿っている物として、家の祖先祭壇の前に置き祀られている。人々は、家譜を慎重に取り扱っている。ここで典型的な例として李 A 族の場合を取り上げる。

李 A 族の漢語版の家譜は、すでに現ベトナム語に翻訳されているため、今後現ベトナム語版を見るだけで良いので、関わる必要がないと判断され、プラスチック製の箱に納めて、祭壇の前に置き祀っている。この箱を開くことはない。族長以外の親族が触ってはいけないという暗黙のルールが李 A 族の親族の間で決められているという。また、ベトナム語版家譜の印刷版は、李 A 族の祠堂の壁にある鍵付きの透明のプラスチック製の箱に納められている。毎年旧暦 7 月 12 日の祖先祭祀の日に年一回だけ子孫たちが帰郷参集し、家譜を開いて新成員の情報を加筆し、関心のある人が読めるようにしている。そのカギは族長が保管しているという。現族長によると、家譜を一族の歴史を守る宝物として族長と一部の成員は慎重に取り扱っている。彼は「家譜を大事にし、守っていくことは、祖先に対する子孫たちの尊敬・恩の知る心の証拠となるので、その結果、祖先は現在の子孫たちを引き続き守ってもらっていると信じている」と語っている。

第二に、同じく漢語版の家譜であるが、上記の傾向とは逆の対応がなされている場合もある。漢字が読めなくなったため、その家譜は無関心なものとなり、非常に悪い状況におかれている。特に現在まだ現ベトナム語に翻訳されていないまま、書き続けられてもなく、残されている陳A族、陳B族、黄A族と呉A族の4件の家譜である。この中、2008年に写真撮影した陳A族の家譜は、2015年の調査では、所在不明とされ、どこにあるかと聞くと「なくなっただけかもしれない」という子孫の説明から、家譜に対する無関心さがうかがえる。その子孫は、漢字が読めず、ベトナム語に翻訳することもせず、家譜の記載内容を理解していない状況にあるが、何とかしようという声は子孫たちから聞かれない。陳A族と違って、陳B族、黄A族、呉A族の家譜は、昔のままに祭壇の上で祀られているが、子孫たちは全くそれを開き、見ようともしていないようである。こうした例は、現在の子孫たちは、自分の祖先、又は家系の歴史などに対して無関心であり、家譜を書き続けようとしなく、次の世代に何か伝えていこうともしていないことから、現在「明郷」の一部の家系の実態を物語っているとも言える。

第三に、家譜は、家系の歴史とその構成員に関する記載だけではなく、歴史的・社会的な時代背景も記載されており、歴史的な資料として取り扱われる傾向が認められる。その意味で家譜の知識は、族外の多くの人々の間にも伝承されていることとなる。ここで、典型的な例としての張B族の家譜の例を再度見ていきたい。張B族の家譜は、現在祠堂に保管され、先祖のことについて知りたい時に参考するべき資料として置かれている。そこで、過去においても、現在でも明郷諸族の中で最も出世した人物の数が多いといわれている張B族の家譜は、多くの子孫たちに読まれていると言われている。ホイアンを始め、ベトナムの各地方において多分野で活躍している一部の子孫たちを通して「明郷」とホイアン全体の歴史が広く伝えられている。家譜を編纂・再編纂を行い続けている7代目は、「家譜を自分の作品のように守り、今後も再度の編纂を続ける」と語る。張B族の家譜の編纂・再編纂に関わった6代目と7代目は、中国福建省詔安県出身の一族であることに自負を持ち、明郷社の成立・発展の過程に貢献した一族としての立場と功績と誇りを一族内に伝えていくことを意識しているという。

以上、家譜との関わり方・関係者の対応と意識に関して三つの傾向を指摘してきた。ベトナムに起こった漢語から現ベトナム語への転換は、家譜という媒体を通し、多くの「明郷」の人々の歴史認識に大きな影響を及ぼしたと考えられる。主に漢字識字の欠如に起因する人々の行為の多様性の理解することで、今後の「明郷」コミュニティの行方を見通す一つの手掛かりが得られるのではないかと考える。

## 6. おわりに

本稿では、ホイアンの明郷会館に集う「明郷」と自称する人々の 21 件の家譜を主な資料に、当事者の歴史認識に迫ろうと試みてきた。蒐集した家譜を見た限り、各族の来越歴史の時間的差は大きい。こうした各族の間の世代数のギャップが存在していたにも関わらず、皆祖先が同一の「明郷」というコミュニティの構成員となった。19 世紀前半から 20 世紀中葉まで編纂・再編纂されてきた漢語版の家譜において、祖先の生死年代が大民国に遡る例もあったが、世代数から勘案すると、必ずしも歴史的事実とはいえない。このような「明郷」は、厳密に言えば「明香社」という「明朝の香火を維持する人民」ではないのかもしれないが、より大切なのは自らの家系に対する遡及的な歴史認識の様式である。

漢語版の家譜の分析から改めて明らかになった点は、遡及的な原籍、即ち「中国系起源」に対する意識、「明郷社」入籍に対する意識及び次世代への継承の意識の三構成要素の多様な記述である。「中国系起源」に関しては、「明郷」という自称ではあるが「明朝の中国から」ということよりも「清朝を含む中国」からの移民の子孫であるという歴史認識に移行している傾向が認められる。またその編纂時期は、明らかに漢字文化圏にあった言語状況を推測させる。他方、1960 年代以降に登場する現ベトナム語版の家譜の存在には、「中国系ベトナム人」としての国籍取得強制、中国国籍維持者に対する権利規制、中越戦争などの歴史背景が影を落としている。家譜編纂作業が 1990 年代前後に盛んだった背景には、ベトナムと中国との比較的良好な関係があるとも考えられる。その文脈で、少なくとも家譜の様式から認められるように、漢語版から現ベトナム語版への変換を介して、「明郷」像は多様に

再構築されてきた。前賢の子孫である「明郷」像を迫及する家系もあれば、「中国系」を強調する家系もあり、他方で一族の歴史に無関心で「中国系」意識が希薄化した、或いは欠落した人々もいる。「明郷」の自画像は、歴史的な文脈において、多様に変化してきたのであり、議論もその文脈で、さらに深化させなければならない。本稿は、ベトナムのマクロな社会変化の文脈における家譜保持家系の位置付け及び現「中国」観などには、必ずしも言及していない。それらの点は稿を改めて議論したい。

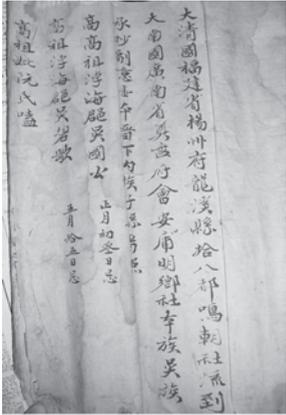
## 参照資料

### 1. 「明郷」の家譜一覧

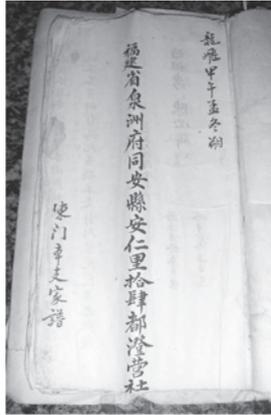
表1 「明郷」の家譜一覧

No	族名	作年	再編纂年	家譜の言語	世代数	原籍
1	呉B族	1832	1952 2010	漢語－現ベトナム語	14世	福建省泉州府南安県
2	陳A族	1853	1894	漢語	15世?	福建省泉州府同安県
3	李A族	1858	1992	漢語－現ベトナム語	12世	福建省泉州府晋江県
4	曾族	1865	1976	漢語－現ベトナム語	11世	福建省泉州府同安県
5	黄A族	1875?		漢語	10世	広東省広州府番禺県
6	荘族	1892	1942 1995?	漢語－現ベトナム語	11世	福建省泉州府同安 県?
7	王A族	1896	1930? 1988	漢語－現ベトナム語	11世	福建省泉州府晋江県
8	呉A族	1908		漢語	10世	福建省泉州府晋江県
9	許族	1930		漢語－現ベトナム語混 在	11世	福建省漳州府詔安県
10	尤族	1933	2000	漢語－現ベトナム語	6世	潮州府澄海県
11	黄B族	1935	1970	漢語－現ベトナム語	10世	福建省泉州府晋江県
12	周族	1936	1961	漢語－現ベトナム語	8世	広東省広州府新会県
13	陳B族	1941	1958	漢語	10世	未確定
14	王B族	19世紀 後半?	1970年 代?	漢語－現ベトナム語	10世代	福建省三山県
15	蔡A族	1960		現ベトナム語	8世	福建省泉州府晋江県
16	張B族	1980	1988	現ベトナム語	11世	福建省泉州府詔安県
17	揚族	1991		漢語と現ベトナム語の 併記	11世	福建省泉州府晋江県
18	李B族	1995		現ベトナム語	6世	広東省潮州府澄海県
19	枚族	1998		現ベトナム語	8世	海南（伝承）
20	李C族	未確定	1950年? 1990年代	漢語版－現ベトナム語	10世	広東省広州府番禺県
21	葉族	未確定	1959	漢語と現ベトナム語混 在	15世?	福建省泉州府同安県

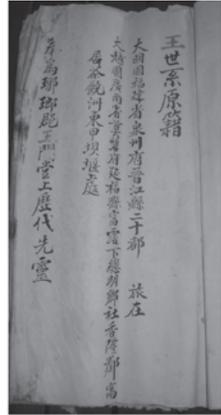
2. 家譜の写真



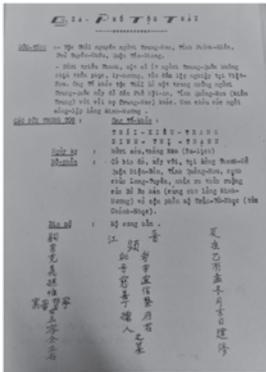
1. 呉A族の家譜—原籍



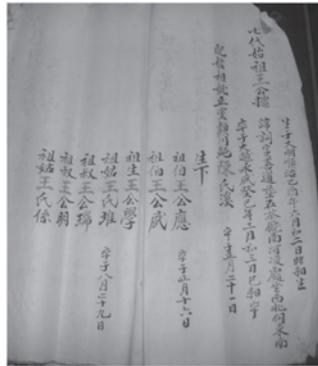
2. 陳B族の家譜



3. 王A族の家譜 (1)



4. 蔡族の家譜



5. 王A族の家譜 (2)

1 「香」と「郷」とは現ベトナム語の漢音では同音で、いずれも「Huong」と発音する [陳、1970]。

- 2 「社」は、ベトナムの最下級の基層行政単位としての代表的な呼称である。「社」の組織の一員としては「社籍」を取得する必要がある。
- 3 筆者は、調査を行ったホイアンに住んでいる「華族」の民族籍を持つインフォーマントの方々の語りによると 1990 年代まで身分証明書と戸籍に記載されていた民族籍は「漢族」であったが、その後、新身分証明書を切り換えた際、「漢族」から「華族」へと記載を改めさせられた。現在においても多くのお年寄りの人は、記念物として古い身分証明書をまだ保管しているという。筆者はそれを見せて頂いた限り、確かに「漢族」と記載されている。
- 4 チューノム（喃字）は、漢字の製字原理により、形声法を用いて造成したものである。似た発音を持つ旁を音符とし、これに独自の扁を組み合わせてチューノムを造成する（そのチューノムは「漢字」とは異なる「ベトナム語」の文字として使用される）。例えば、山+内 "núi"（山という意味）というチューノムは、漢字の「山」と似たベトナム語の発音「内」（"nội"）を組み合わせた字喃である [Nguyen, 2011]。
- 5 現在のホイアンは世界文化遺産として登録され、世界の注目されるようになり、ホイアン街の文化的な財産として明郷会館及び一部の家系の祠堂も観光客をはじめ、多くの人々の注目を引いている。そのため、管理者・所有者などに当たる人（「明郷」も含む）にとって、漢字を勉強し習得することは、自分たちが関わっている遺跡についての歴史的知識を豊かにさせ、管理・維持などの仕事をより効率的に実行させるための一つの取り組みのようである。
- 6 三尾 [2005] は、ホイアン「明郷」の言語使用の問題についても筆者と同様な言及をしている。
- 7 「明郷会館の理事会の会員は、漢字の碑文、または漢文の資料などを理解することが不可能であるから、必要な際に漢字・漢文に関することを勉強し、研究している地元の人に頼み、現ベトナム語に訳してもらうことはごく当たり前のことである。」と明郷会館の理事長が話を聞かせてくれた。
- 8 例えば王 A 族、尤族は、ホイアンに住んでいる華人に、呉 B 族と李 C 族は地元のベトナム人に翻訳してもらったと話してくれた。また王 A 族についての情報は不足している状況にあるが、筆者はホイアンで出会った 11 代目

の一人によると現ベトナム語の家譜は、ベトナム北部に住んでいた9代目に編纂されたようである。

<sup>9</sup> 9代目は、李A族の家譜を再編纂した1992年という時点で表現しているので、「国籍」或いは「中華国」など新しい言葉を使用している。筆者は、そのまま直訳した。

## 参考文献

陳 荊和 (Chen Chingho) 1956 「河僊鎮叶鎮鄭氏家譜注釋」『國立臺灣大學文史哲學報』第七期。

\_\_\_\_\_ 1957 「十七、十八世紀之會安唐人街及其商業」『新亞學報』第3巻第1期。

\_\_\_\_\_ 1964 『承天明郷社陳氏正譜』香港中文大學新亞研究所東南亞研究室

\_\_\_\_\_ 1970 「會安明香社に関する諸問題について」『アジア経済』、第11巻第5号。

藤原利一郎 1986 『東南アジア史研究』法蔵館。

古田元夫 1991 『ベトナム共産主義者の民族政策史: 革命の中のエスニシテイ』大月書店。

黄蘊 (Huang Yun) 2012 「ベトナムのフエ・明郷における天后信仰の多面性と動態性」『フエ地域の歴史と文化—周辺集落と外からの視点—』西村昌也・グエン・クアン・チュン・ティエン・野間晴雄・熊野建編 関西大学文化交渉学研究拠点。

今井昭夫 2001 「ベトナムにおける漢字と文字ナショナリズム 漢字・漢文からローマ字表記のベトナム語へ」「ことばと社会」編集委員会編、『特集漢字文化圏の文字ナショナリズム』三元社。

ルヴァスール (Levasseur, Georges) (成田節男訳)

1944 『佛印華僑の統治政策』東洋書館

満鉄東亜経済調査局 1939 『仏領印度支那における華僑』満鉄東亜経済調査局。

三尾裕子 2005 「中国系移民の僑居化と土着化—ベトナム・ホイアンの事例から—」『東アジアからの人類学—国家・開発・市民—』伊藤亜人先

- 生退職記念論文集編集委員会編 風響社.
- \_\_\_\_\_ 2009 「華僑華人—中部」 未成道男 (編) 『ベトナム文化人類学文献  
解題—日本からの視点—』 風響社.
- Nguyen Khac Thuan 2005. *Mac thi gia pha*. Nha xuất ban Giao duc Viet  
Nam. (『鄭氏家譜』 ハノイ：ベトナム教育出版社) .
- Nguyen Thi Oanh (グエン・テイ・オワイン) 2011. 「ベトナムの大学に  
おける古典 (漢喃文献) 教育について - 前近代から現代に至るベト  
ナムにおける漢文教育の概括 -」、『日本漢文学研究：二松学舎  
大学 21 世紀 COE プログラム「日本漢文学研究の世界的拠点の構築」』  
(6) 東京：二松学舎大学 21 世紀 COE プログラム.
- Nguyen Thieu Lau 1941. “La formation et l'évolution du village de  
Minh-Huong (Faifo)”, *Bulletin des amis de vieux Hué*, tome 4.
- Pham Duc Bang 2011. *Ky yeu truong Nam tieu hoc Hoi An va truong Nu  
tieu hoc Hoi An* (ホイアン男子小学校・女子小学校の同窓会の要) .
- 嶋尾稔 2000 「十九世紀—二〇世紀初頭北部ベトナム村落における族結合  
再編」、吉原和男・鈴木正崇・未成道男編『〈血縁〉の再構築東アジ  
アにおける父系出自と同姓結合』風響社.
- \_\_\_\_\_ 2008 「ベトナムの伝統的私塾に関する研究のための予備的報告」  
『東アジア文化交流研究別冊 2』関西大学文化交渉学教育研究拠点.  
未成道男 1995 「ベトナムの「家譜」『東洋文化研究所紀要 127 号』東京大学  
東洋文化研究所.
- 多賀秋五郎 1960 『宗譜の研究 (資料篇)』東洋文庫.
- 竹田龍児 1975 「阮朝初期の清とその関係(1802—1870 年)」、山本達郎編『ベ  
トナム中国関係史 - 曲氏の抬頭から清仏戦争まで -』山川出版社.
- Tang Xuyen, Pham Thuc Hong 2010. *Đình Tiền hiền Minh Hương Hội An*,  
Nhà xuất bản Đà Nẵng (『ホイアン明郷前賢亭』、ダナン出版社) .
- Tran Van An, Nguyen Chi Trung, Tran Anh 2005. *Xã Minh Hương với  
thương cảng Hội An thế kỷ XVII-XIX*, Trung tâm bảo tồn di tích  
Hội An, Quảng Nam (『17 - 18 世紀の明郷社とホイアン商業港』

広南省、ホイアン市：ホイアン遺跡保存センター).

Truong Duy Hy 2009. *Lược sử làng Minh Hương Hội An*, Phòng Văn hóa  
Thông tin thành phố Hội An (『ホイアン明郷村の略史』、ホ  
イアン市：文化・情報部) .

山本達郎 1961 「越南の家譜」 和田博士古希記念東洋史論叢編纂委員会編  
『東洋史論叢：和田博士古希記念』講談社.